業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　瀬戸内町
三　産業振興促進計画の名称　瀬戸内町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡瀬戸内町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。
五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　奄美群島振興開発特別措置法第十一条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項及び同項第二号に規定する観光旅客滞在促進事業に関する事項

総務省
国土交通省告示第六号

○農林水産省
国土交通省告示第六号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十三号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　奄美群島の振興開発を促進するための徳之島町における産業振興促進計画
三　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡徳之島町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。
四　産業振興促進計画の名称　奄美群島の振興開発を促進するための徳之島町における産業振興促進計画
五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　奄美群島振興開発特別措置法第十一条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項及び同項第二号に規定する観光旅客滞在促進事業に関する事項

総務省
国土交通省告示第七号

○農林水産省
国土交通省告示第七号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十四号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　喜界町
三　産業振興促進計画の名称　喜界町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡喜界町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。
五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　奄美群島振興開発特別措置法第十一条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項及び同項第二号に規定する観光旅客滞在促進事業に関する事項

総務省
国土交通省告示第八号

○農林水産省
国土交通省告示第八号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十五号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　天城町
三　産業振興促進計画の名称　天城町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡天城町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。
五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　奄美群島振興開発特別措置法第十一条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項及び同項第二号に規定する観光旅客滞在促進事業に関する事項

総務省
国土交通省告示第九号

○農林水産省
国土交通省告示第九号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十六号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　伊仙町
三　産業振興促進計画の名称　奄美群島振興開発を促進するための伊仙町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡伊仙町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。
五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　奄美群島振興開発特別措置法第十一条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項及び同項第二号に規定する観光旅客滞在促進事業に関する事項

総務省
国土交通省告示第十号

○農林水産省
国土交通省告示第十号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十七号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十八号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十九号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一